

## 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

### 1 指示する内容

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

### 2 制定する内容及び指示する理由

別紙1のとおり。

### 3 今後の予定

11月20日	教育委員会定例会	教育長の臨時代理による事務処理の指示の協議
11月下旬	区議会第4回定例会	条例案を提案、議決後交付
12月4日	教育委員会定例会	教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告

## 特別給改定に伴う条例の一部改正手続きについて

### 1 制定する内容

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

#### (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

一般職員及び管理職員（再任用職員を含む。）の期末手当の年間支給月数の改正

#### (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

任期付短時間勤務教育職員の期末手当の年間支給月数の改正

### 2 指示する理由

令和2年10月23日に実施された令和2年特別区人事委員会給与等勧告に伴う上記改正の手続きに当たっては、職員団体交渉妥結後、教育委員会において条例改正手続きの議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。本件においては、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること、妥結後、速やかに条例の改正手続きを行わなくてはならないことから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

### 3 令和2年特別区人事委員会給与等勧告の概要

#### (1) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.05月引き下げる。

支給月数の引き下げ分については、12月の期末手当から差し引く。

#### (2) 実施時期

条例の公布の日

### 4 月例給の改定について

令和2年10月23日に実施された令和2年特別区人事委員会給与等勧告では、月例給の勧告は行われず、別途必要な勧告が予定されることとなった。

また、任期付短時間勤務教育職員の月例給は、東京都教育職員の給与水準に合わせているが、令和2年10月30日に実施された令和2年東京都人事委員会給与等勧告においても月例給の勧告は行われず、別途必要な勧告が予定されることとなった。

よって、月例給については、今後実施される予定の特別区人事委員会及び東京都人事委員会からの勧告及びそれに基づく労使交渉による妥結結果を反映させた改正手続きを別途行う。